

離婚手続の規則

——カナダ・オンタリオ州——二〇〇二年

村 井 衡 平

オンタリオ州 規則一九四——民事訴訟の規則

手続の開始

規則第一四条——最初の手続

第一四条〇四 離婚訴訟—申立書により——離婚訴訟を開始するための最初の手続は、離婚の訴(型式六九Aまたは六九B)である。ただし、細則・六九(6)——すでに当事者ではない人に対する反訴(型式六九G)により規定される場合を除く。

規則第六九条 離婚訴訟

第六九条〇一 民事訴訟規則の適用(1) 訴訟に適用する民事手続規則のすべては、第六九条〇三より第六九条二七を除いて、必要な修正のうえ、離婚訴訟に適用する。

(2) それらは控訴裁判所の家庭裁判所の手続に適用しない。そこではオンタリオ規則一一四/四九(家庭裁判所規則)一一四/九九が支配する。

第六九条〇二 定義 第六九条〇二より第六九条二六において

“法律”とは離婚法(カナダ)を意味する。

“婚姻による子ども”とは本法の第二条と同じ意味をもつ。

第六九条〇三 申立書

一 一般。

(1) 離婚訴訟を開始する最初の手続は離婚申立書である(型式は第六九条Aより第六九条H)。ただし、第六九条〇九(6)によって定められた例外を除く。

(2) 婚姻証明書または婚姻の登録許可書は訴が提出される以前にファイルされるべきである。

(3) 訴訟を開始する当事者は原告とよばれ、逆の当事者

は被告とよばれる。

○姦通を引き起したと主張される人。

(4) 被告配偶者が姦通を引き起したと主張される訴において、引き起されたと主張をした他の人の名前をのべる必要はない。

・離婚のための共同訴訟。

(5) 夫婦は被告なしに共同して離婚訴訟を開始することができる。

(6) 離婚のための共同訴訟人は、離婚以外のいかなる救済も含めるべきでなく、もし適用できれば、合意にもとづく命令が可能である。

○救済のための請求。

(7) 扶養の請求または財産の分割の請求を含む訴は、求めているそれぞれの救済の性質および量を指示し、かつ、もし扶養料が請求されるならば、各自の扶養料の額を表示する。

第六九条〇四 訴状の送達。

・送達の方法。

(1) 訴状は被告に個人的に、または細則に従って(一六・〇三)(2)〜(3)、ソリシターによる送達の受領、受領カー

ドの承認を伴う郵送による送達で行われる。ただし、裁判所が“代用送達”または“送達による免除に関する第一六条〇四のもとで命令するときは、この限りでない。

(2) 訴状を個人的に送達することを望む人は、被告に、申立書の裏面に送達を承認する旨を署名すべく請求し、かつ、被告の署名に対する証人として署名するか、または時に応じて、被告がさきの承認の署名をした事実を記録する。
・姦通に巻き込まれたと主張する人。

(3) 訴状が被告との姦通に巻き込まれたと主張する人の名前を記載するとき、その人に送達されるものとする。ただし、裁判所が、当初の手続の規則第一六条によって承認された方法によるか、または訴状のコピーを彼または彼女の最後に知れていた住所に郵送することにより行われる。
・申立人は個人的に送達に備しない。

(4) 個人的に送達される申立は、申立人以外の人によって送達されるべきである。
・オンタリオ以外の送達。

(5) 訴状はオンタリオ以外では裁判所の命令によって送達される。
・広告による代用送達。

離婚手続の規則

(6) 新聞紙上での広告により、訴状の送達に代えるときは、裁判所によって命じられた広告は(型式六九C)によるものとする。

第六九条〇五 訴状を送達する日取り。訴状はそれが発行されたのち六カ月以内に送達されるものとする。

第六九条〇五・一 命令的な情報計画。

・規則の適用。

(1) この規則は、トロントにおいて一九四八年七月一日以降に開始された離婚、費用および別居合意の条項の結合または以前の裁判所命令が探求される。

・プログラムの内容。

(2) この規則に引き合いに出される段ごりは、離婚手続の当事者に別居および法手続に関する情報を提供し、

(a) 裁判所の手続への代案を含めて、不和を解決するために利用できる選択。

(b) 親の離別が子に及ぼす衝撃および

(c) 別居から生じる諸問題を取り扱うのに利用できる手段

のような話題についての情報を含むであろう。

・出席が強制される。

(3) 細則(1)にのべられた手続への各当事者は手続の開始後四五日までに手続に出席するものとする。

・出席すべき指名。

(4) 原告は彼または彼女自身の手続への出席を措置し、手続をとる人から被告の氏名を入手し、かつ、被告の手続への参加を通知する。

・証明書

(5) 手続を主催する人は、出席する各当事者に出席証明書を交付し、できるだけ早く記録にファイルされ、かつ、細則(10)に認められた時期より遅れてはならない。

・その他の処置。

(6) 各当事者は、彼または彼女の出席証明書が交付される以前にいかなる手段もとるべきではない。ただし、被告が答弁書を送達し、かつ、ファイルし、一方当事者が細則(8)のもとで事件の協議会を指定することができる。

・例外。

(7) 裁判所は、一方当事者の発議により、細則(3)より(6)および(8)は、当事者に適用しないものとすることができる。なぜならば、緊急性、困難性または正義の観念に反するからである。

・ケース協議会。

(8) 中間的救済のための動議がとり上げられる以前に、当事者は判事と共にケース研究会に出席するものとする。

(9) ケース研究会の目的は下記を含む。

(a) 争いの対象をなす争点とそうでないものを明確にする。

(b) 代替的な裁判所手続を含め、紛争のある争点を解決すべき調査的方法。

(c) もし可能であれば、事件が審理にいたる以前にとられるべき特別な手続のための合意を得ること、かつ、もしそれが妥当であれば、和解協議をもつこと。

・事件の協議をする前に要求される手段。

(10) 当事者は事件の協議が始まる二日前の午後二時までに次のような手続をとるものとする。

1、各当事者は彼または彼女の出席の意思を確認すること。

2、原告は送達の証拠、事件の手続的な協議を送達し、かつ、ファイルすること

3、被告は

(i) 事件の簡単な協議内容、または

(ii) 原告の事件協議書とちがっている点を簡単にのべる。

・廃止

(11) この規則は二〇〇七年二月三十一日に取り消されている。

第六九条〇六 訴状 (1) 離婚訴訟において、訴状は、もしあるとすれば、請願 (形式第六九条Aまたは第六九条B)、回答 (形式第六九条D) および返事 (形式第六九条E) から成り立つ。

(2) 反訴において、請願は反対請願 (形式第六九条Fまたは第六〇条C)、反対請願に対する回答 (形式第六九条H) およびもしあれば、反対請願に対する回答への返答を含む (形式第六九条〇一)

第六九条〇七 回答

・回答を送達する時期。

(1) 第一九条〇一(5)、(抗弁のおくれた速達) または第六九条一〇(2) (原告に対する反訴および無党派の人)、訴による請求に反対しようとする被告は下記の答弁書を送達するものとする。

(a) 訴状の送達後二〇日以内に、被告がオンタリオに

において送達された場所に、

(b) 訴状の送達後四〇日以内に、被告がカナダのどこかにおいて、またはアメリカ合衆国のどこかにおいて送達された場所に、

(c) 訴状の送達後六〇日以内に、被告がその他のどこかで送達された場所に、

・防禦する意思の性質

(2) 訴状を送達する被告が訴訟を防禦しようとして決意するとき、防禦する意思の通知を、答弁書の送達のために定められた期間内に（形式六九）送達することができる。

(3) 定められた期間内に、訴訟を防禦する意思の通知を送達する被告は、第一項に定められた期間を加えて一〇日以内に答弁書を送付するべきである。

第六九条〇八 再抗弁 もし再抗弁があれば、答弁書の送達後一〇日以内に送達されるものとする。

第六九条〇九 反訴

・いつ利用できるか、

(1) 原告に対してなんらかの請求をする被告は、訴および費用の棄却以外に、反訴の方法でそうすることができる。

(2) 主たる訴の当事者であるかどうか、反訴の必然的ま

たは適切な当事者であるかどうかにより、被告は原告に対して反訴を提起することができる。

・姦通に引き込まれたと主張する人。

(3) 第六九条〇三(4)および〇四(3) (姦通に引き込まれたと主張する人の氏名および業務は必要な修正のうえ、反訴に適用される。

・反訴は答弁書と同じ証書によるべきである。

(4) 被告は反訴（第六九条Fまたは第六九条G）答弁書および訴状と題する一通の書面に反訴および答弁を含めるものとする。

・救済の請求。

(5) 扶養の請求または財産分与の請求を含む反訴には、請求された救済の性質による金額をのべるものとし、かつ、扶養料が請求されれば、各被害のための金額を含む。

・反訴の被告がすでに主たる訴訟の当事者ではないとき、反訴による。

(6) すでに主たる訴訟の相手方でなくなっている人は、反訴の被告とされ、答弁書および反訴状が

(a) 発行され、

(i) 主たる訴訟における答弁書の配達のための

規則第六九条〇七に定められた期間内に、または被告が欠席を通知する以前のいつでも、または

(ii) その後、裁判所の許可を得て、

(b) それには、誰れが反訴となる請願者であるか、また反訴における被告は誰れかを示す手続の第二のタイトルを含めるものとする。

・オンタリオ以外でのサービイス。

(7) 反訴は、裁判所の命令なしに、オンタリオ以外で行うことができる。

第六九条一〇 回答書および反訴状の送達の時期。

・新しい当事者がもち込まれるとき。

(2) 反訴状がすでに主たる訴訟の当事者でない反訴の原告および被告に対するものであるとき、答弁書および反訴状は、それらが発行されたのち、以前に主たる訴訟の当事者に送達された訴状と共に、反訴の被告——すでに主たる訴訟の当事者ではない——に送達され、かつ、送達の証拠と共にファイルされるものとする。

(a) 答弁書および反訴状が発行されたのち三〇日以内または被告が欠席と通知される以前、もしくは

(b) その後、裁判所の許可を得て。

(3) 答弁書および反訴状は、主たる訴訟の当事者に個人的に送達される必要はない。ただし、反訴の被告がまた主たる訴訟の一方当事者であり、かつ、主たる訴訟を防禦するか、またはその意思を第六九条〇四(1)により伝えなかったときは、この限りでない。

第六九条一一 反訴状に加えて訂正答弁。(1) 反訴を含まない答弁書を提出した被告が原告に対してのみ、または原告および主たる訴訟にすでに当事者となっている人は、第二六条〇二および〇三に従って答弁書を訂正することができる。

(2) (1)に引用された原告および他の人々に対して反訴を提起したいと望みながら、主たる訴訟の一方当事者でない人は、裁判所の許可を得て、第二六条〇二および〇三の規定に従って、登録係に変更された回答を行わせ、かつ、第二六条〇五(訂正された訴に関する)が改正された回答および反訴に適用される。

第六九条一二 反訴への回答。

・主要な訴訟に対する原告と他方当事者。

(1) すでに主たる訴訟の当事者である原告および他方の

被告は、反訴状の送達より二〇日以内に、反訴に対して回答書を送達するものとする。

(2) 原告が主たる訴訟において答弁書、反訴に対する回答書を返送するとき、返答書は「反訴」に対する通告および回答を含むものとする。

・被告により反訴状に付け加えられる。

(3) (5)または第一九条〇一(5)（抗弁のおくれた陳述）に定められた例外を除いて、主たる訴訟の当事者にまだなっていない附随的申立人は、申立書（形式六九H）への返答を伝達するものとする。

(a) オンタリオにおいて、返答および付随的申立書が被告に送達された後二〇日以内に。

(b) 返答および付随的申立書の送達後二〇日以内に、付随的申立書がカナダまたはアメリカ合衆国のどこかで送達されたか、または

(c) 返答および附随的申立書の送達後二〇日以内に、反訴の被告がどこかで送達をうけた。

(4)すでに主たる訴訟の当事者でない反訴・被告が反訴状の送達をうけ、訴訟を防禦するつもりである場合、彼または彼女は「訴訟を防禦する意思（形式六九一）を、反訴

への返答を送達するために定められた期間内に送達することができ。

(5)定められた期間内に防禦の意思の表明を送達する反訴への被告は、(3)に定められた期間に加えて反訴への解答を一〇日以内に送達する権利がある。

第六九条一三 反訴に対する返事への回答。本訴に対する返事への回答（形式六九一）がもしあるならば、返事後一〇日以内に送達されるべきである。

第六九条一四 財政的説明
・要求されるとき。

(1) 申立書が扶養請求または財産分与の請求を含むとき、原告は財務諸表（形式六九K）をファイルし、かつ、申立書と共に、被告配偶者は答弁と共に、財務諸表を送達するものとする。

(2) 申立書において、扶養または財産分与が請求されないが、しかしかかる請求が反訴状においてなされるとき、被告配偶者は答弁書または反訴において財政的事情をのべ、反訴に対する答弁と共に財政的陳述をのべるものとする。

・財政的陳述書の効果。
(3) 細則の(1)および(2)は、本訴のもとで両配偶者が

財政的陳述書の放棄を申し立てたとき、(形式六九L)、本法のもとでの扶養訴訟に関して、(1)および(2)は適用しない。しかし、両配偶者は家族法典のもとでの請求に関して財政的陳述書を提出する義務を放棄するものではない。

・財政的陳述書を伴っていない場合、登録係は証書を拒否する。

(4) 財政的陳述書が申立書、反訴状または答弁書と共にファイルまたは提出されるべく要求されるときに、登録官は財政的陳述書の発行またはファイルなしに申立書、反訴状または答弁書を受理しないものとする。

・被告は防禦しないときでも、ファイルしなければならぬ。

(5) 扶養請求または財産分与請求を防禦する意思のない被告配偶者は、それにもかかわらず、答弁書または反訴状を提出すべく定められている期間内に財政的陳述書を提出すべきであるが、しかし被告配偶者がそうしないことは、原告が訴訟を準備し、または判決のために動くことを妨げない。

・送達を請求する命令。

(6) 被告配偶者が財政的陳述書を答弁書または反訴状を

提出すべく定められた期間内に提出しなかったとき、裁判所は特定の期間内に財政的陳述書(短い形式一六九M)を送付すべく要求する命令をすることができる。

(7) 子どもの監護の事件において、苦情がのべられたとき、裁判所は当事者に対し、特定の期間内に財政的な報告書を提出するよう命じることができる。

・財政的な陳述書の特異性

(8) 財政的な陳述書が特異性を欠くとき、夫婦の一方は特異性を要求し、もし他方当事者が七日以内にそれらを提出できるとき、裁判所は相当と判断する期間内に

(a) 特異性を定められた期間内に届けるべく命令するか、または、

(b) 財政的陳述書を削除し、かつ、特定の期間内に新しい財政的陳述書が届けられるよう命令する。

・財政的陳述書またはそれに代わるものを届けないことに対する制裁。

(9) 夫婦の一方が財政的陳述書、新しい財政的陳述書または評報を届けるべき命令に従わないとき、

(a) 裁判所は配偶者の訴を斥け、または彼もしくは彼女の答弁を否認し、かつ、

(b) 判事は配偶者に対して裁判所侮辱を命じることができる。

・財政的陳述書についての反対尋問

(10) 夫婦の一方は他方配偶者の財政的陳述について反対尋問をすることができる。

(11) 財政的陳述についての反対尋問は

- (a) 一時的救済の動機により、かつ、
- (b) 公判に対して、証拠開示のための尋問と同じ方法により使用される。

(12) 審理のために訴訟を開始するものと決定された夫婦の一方または訴訟の開始に同意した人は、審理前に裁判所の許可なしに他方配偶者の財政的陳述について反対尋問をすることはできないが、しかし(13)ないし(15)において課せられた義務を免れるものではない。

・財政状態について訂正し、かつ、反対尋問に答える義務。

(13) 財政的陳述書を提出した夫婦の一方がその後、

- (a) 財政的陳述書またはそれに対する反対尋問への返答が、それがなされたときに不正確か不完全であったか、または
- (b) その中に含まれた情報に実質的な変更があった

ことを発見したとき、

書面の中の変更または訂正に関する情報を直ちに他方配偶者に書面で通知し、かつ、細則三一・〇九(2)および(3)

(訂正のための解答および訂正しないときへの制裁)を必要な修正のうえ、使用する。

(14) 財政的陳述書をうけ取った配偶者は、審理の開始前、少なくとも七日前までに、新しい陳述書を送付するものとするが、しかし、裁判所の許可がなければ、新しい陳述書にもとづいて、審理前に反対尋問をすることはできない。

・純家族財産の陳述。

(15) 財産分割の請求がなされる訴訟において、夫婦各自は純家族財産の陳述(型式六〇N)を少なくとも下記の各七日前に送達するものとする。

1、審理前の協議

2、判決申立

3、審理

第六九条一五 中間的救済、

・申立の通知。

(1) 仮の救済のための動機の通知は、企図されている正

確な救済（各扶養家族のために要求される扶養料の額を含む）をのべるものとする。

・申立前の協議

(2) 動機を聞き取るに当って、裁判所は争点の一部または全部を解決する可能性を考慮するため、申立前の協議を命じることができる。

(3) 申立前の協議の費用は、訴訟費用の一部として評価されるものとする。ただし、協議を誘導する判事またはマスターが他の方法を命じるときは、この限りでない。

(4) 第(3)項のもとで申立前の協議を行う裁判官または職員は、中間的救済、審理、仲裁合意または判決申請をしないものとする。ただし、審理前の協議が訴訟のすべての争点を解決し、それを司会した判事が当事者の合意のもとでの裁判の動議を司会するときは、この限りでない。

・書面による解決の提案と中間的な申請の費用

(5) 費用に関して彼女は彼女が考えをめぐらさずに当り、内部的救済のための動議を聞く判事または職員は当事者にもとづく解決のための書面による提案の申請の有無を考慮するものとする。

・中間的な申請に従わないこと。

(6) 当事者の一方が中間的な救済の命令に従わず、裁判所が該当事者は命令に従うことができると判断するとき。

裁判所は訴訟の審理を延期するか、訴えを斥けるか、または欠席当事者の訴えまたは宣誓供述書を削除する。

第六九条一六 子どもの弁護士の報告書

・調査する意思の通知およびレポート

(1) 子どもの弁護士が、子どもの監護および面接に関して調査し、裁判所に報告しようとするとき、彼または彼女はその意思（書式六九〇）を当事者に通知し、かつ、送達の証拠のコピーを共にファイルするものとする。

(2) 欠席の通知をした一方当事者への通知のサーブイスは、裁判所が別の方法を命じるときは別として、当事者が彼または彼女の最後に知れている住所に郵送するものとする。

・書面を子どもの弁護士に送達する。

(3) 子どもの弁護士が通知を一方当事者に送る場合に、送達をうけた当事者は申立の通知または他の書面（子どもの監護、面接、扶養または教育に関する書面）を送達する。

・子どもの弁護士による開示。

(4) 子どもの弁護士が通知を送達したとき、彼または彼

離婚手続の規則

女は、子どもの監護または子どもとの面接または子どもの扶養または教育に関する事項について、開示をうける権利がある。

・報告書のサービイス。

(5) 子どもの弁護士は、前示(1)のもとでの通知後三〇日以内に、彼または彼女の子どもの監護または子どもとの面接、子どもの扶養、勉学に関する彼または彼女

のレポートを制作して当事者に送達し、かつ、レポートのコピーを、もしあるならば、サービイスの証拠と共にファイルするものとする。

(6) 前示(2)は、必要な修正を加え、レポートの送達に適用する。

・レポートをめぐる論争。

(7) レポートの送付をうける一方当事者は、すべての他方当事者が関心をもっている子どもの扶養または勉学をめぐって、その中の陳述またはそれを支持する宣誓供述書を、レポートの送達後一五日以内に、子どものための送達の証拠と共にファイルする。

(8) 子どもの弁護士が第一項の下で通知を送達した場合、訴訟は審理されず、かつ

(a) すべての議論がファイルされるか、またはファイル時期がすぎ去るか、または

(b) 子どもとの面接または子どもの扶養または勉学に関心のあるすべての当事者がレポートを議論する権利を放棄(型式六〇P)するまで、判決の申立は審理されない。

・以前の規則の適用。

(9) 一九八九年二月二日によまれた規則七〇—一六は引続いて、その日付以前に開始された離婚訴訟に適用する。